

別紙3 認定基準適合審査表

【事業体名】

		適 否
1 改善措置の目標・内容・実施時期が府基本計画に照らして適切なものであること（様式2の3の(1)～(3)・様式4の4の(3)ア～イ)		
2 改善措置の目標・内容・実施時期・資金の額及びその他調達方法が改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること（同上+ 様式2の4・様式4の4の(3)ウ)		
3 支援センターが法に基づく委託募集を実施する場合は、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること(委託募集する場合のみ)		
4 当該改善措置の実施が、雇用管理者の選任及び雇用に関する文書の交付に寄与するものであること		
5 雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものであること		
○改善項目		
A.雇用管理の改善 ①雇用の安定化<必須>		
②労働条件の改善<必須>		
③労働安全の確保<必須>		
④募集・採用の改善	5項目以上	
⑤教育訓練の充実		
⑥女性労働者等の活躍・定着の促進		
⑦高年齢労働者の活躍の促進		
⑧障害者雇用の促進		
⑨その他の雇用管理の改善		
B.事業の合理化 ①事業量の安定的確保<必須>		
②生産性の向上<必須>		
③「新しい林業」の実現に向けた対応	3項目以上	
④林業労働者のキャリアに応じた技能の向上		
⑤その他の事業の合理化		
6 労働時間、労働者の安全及び衛生その他労働条件の改善措置を含めて作成する場合は労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること		
7 改善措置の努力目標(作成の前年度を基準として)		
A.雇用管理の改善 雇用の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ・全雇用労働者のうち常用の者が増加する ・雇用管理者を選任していない事業主は、計画期間中に雇用管理者を選任する ・雇用に関する文書を交付していない事業主は、計画期間中に雇用に関する文書を交付する ・月給制の導入に努める 	
労働条件の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の作成に努める ・労働者全員の社会保険加入に努める ・週休二日制の導入に努める 	
労働安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生関係法令や安全に関するガイドラインを徹底する ・緊急連絡体制を確保する 	

B.事業の合理化

事業量の安定確保		
・素材生産業を営む事業主:素材生産量が以下の基準に合致していること		
基準年の素材生産量	事業量の増加目標	
3000m ³ 未満の事業体	計画期間終了時に基準年より5割以上増加する	○m ³ → ○m ³
3000m ³ 以上10000m ³ 未満の事業体	計画期間終了時に基準年より2割以上増加する	
10000m ³ 以上の事業体	計画期間終了時に基準年より増加する	
生産性の向上		
・素材生産業を営む事業主:素材生産に係る労働生産性が以下の基準に合致していること		
基準年の素材生産量	生産性の向上目標	
5m ³ /人日未満の事業体	計画期間終了時に基準年より5割以上向上する	○ m ³ / 人日 → ○ m ³ /人日
5m ³ 以上9m ³ /人日未満の事業体	計画期間終了時に基準年より2割以上向上する	
9m ³ /人日以上	計画期間終了時に基準年より向上する	
林業労働者のキャリアに 応じた技能の向上		・能力評価の導入と処遇の改善を一体的に取組むよう努める

認定事業主の資格要件

①当該計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有する者であることが認められる事業主	
②林業労働者を雇用して造林業・育林業・素材生産業その他の森林施業を営んでいる事業主	
③常用の林業現場作業職員を3人以上雇用している事業主(3人に満たない事業主にあつては、他の事業主との共同改善計画を作成)	
④過去、1年以上森林施業の実績がある事業主(府独自)	
⑤主に素材生産業を営む者にあつては、年間の素材生産量が概ね1,000m ³ 以上ある事業主(府独自)	
⑥新たに造林・素材生産等の事業を行う会社を興し、又は他業種から林業に参入するため、林業労働者を雇用した場合、林業の実績が1年未満である事業主は、支援センターとの共同改善計画を作成している	